

さくらデイサービス大津居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 さくらケアサービス株式会社が開設するさくらデイサービス大津居宅支援事業所（以下「さくらデイサービス大津事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他全般にわたる援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当っては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令台338号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 さくらデイサービス大津居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 姫路市大津区天神町2丁目105番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：主任介護支援専門員（兼務介護支援専門員）：1名（常勤）
・管理者は、適切な事業の運営が行われるよう業務遂行する。

- ・介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日(ただし第1・3週は金曜日と日曜日
第2・4・5週は土曜日と日曜日を定休日とする
(12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。
- (3) ただし、休日営業時間外であってもサービス提供を行うことがある。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1. 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 利用者宅及び居宅介護支援事業所相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 : 独自様式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 : 利用者宅及び居宅介護支援事業所相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回程度。
ただし、基準第13条第14号ロ(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、面接する時は、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行う。

- 2. 居宅介護支援の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
- 3. 厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。
- 4. 交通費について第7条に規程する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道 実施地域を越えて5km未満	200円(注:実費の範囲内で)
片道 実施地域を越えて5kmから10km未満	400円(")
片道 実施地域を越えて10km以上、5kmまで毎に	200円加算

5. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市とする。

（人権の擁護及び高齢者虐待防止のための措置）

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

2. 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な指針を整備する。
3. 成年後見制度の利用支援。
4. 虐待の防止を啓発・普及するため職員に対する研修を年2回以上は実施する。
新任職員への研修及び虐待事案発生時においては、上記とは別に研修を実施する。
5. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。
6. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査に協力する。

上記措置を適切に実施する為の担当者を置く。さくらデイサービス大津居宅介護支援事業所における担当者は管理者とする。

（記録の整備）

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関するすべての記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（地域ケア会議への参加）

第10条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

（担当者に対する個別サービス計画の提出依頼）

第11条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際には、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(契約時の説明等)

第12条 利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

1. ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を行うこと。
2. 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であること。
3. 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた訪問介護等ごとの回数の内に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供された者が占める割合等につき十分説明を行い理解を得るよう努める。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第15条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という）を防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。

2. ハラスメント防止のための指針を整備する。
 3. 職場におけるハラスメントに対する研修を年1回以上は実施する。
 4. ハラスメント防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。さくらデイサービス大津居宅介護支援事業所における担当者は管理者とする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

- 第17条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 3. 感染症の予防及びまん延の防止に対する研修及び訓練を、年2回以上開催する。
 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。さくらデイサービス大津居宅介護支援所における担当者は管理者とする。

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害等の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 業務継続計画を策定し、その内容を周知するとともに、必要な研修及び訓練（シュミレーション）を定期的に実施するものとする。
 3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（反社会的勢力の排除の確認）

- 第19条 事業者と利用者・身元引受人とは、それぞれの相手に対し、次の事項を確約する。
2. 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員（以下、「反社会的勢力」という）でないこと。
 3. 自らの役員（業務を執行する社員・取締役はこれらの準ずる者をいう）又は身元引受人等が反社会的勢力ではないこと。
 4. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(その他運営に関する留意事項)

第20条

1. 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はさくらケアサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(事業所の住所変更及び第8条追加)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。(第4条の改正、第8条の4の追加及び第9条、10条、11条の追加)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。(第4条、第5条(2)の改正)

この規定は、平成30年4月16日から施行する。

この規定は、平成30年9月1日から施行する。(第13条の追加)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。(第4条の追記及び第8条の改正)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。